

第3次柏市生涯学習推進計画



平成28年4月

柏市

はじめに

「第3次柏市生涯学習推進計画」の策定にあたって

「学びあい

支えあうまち かしわ」 を目指して



近年、私達の住んでいる“地域”は、核家族化の進行や価値観の多様化、少子高齢化の急速な進展、さらには地域における人間関係の希薄化などさまざまな課題を抱えています。

また、ライフスタイルの多様化等により、地域の問題は高度化、複雑化してきており、過去の経験だけでは対応することが難しくなっています。

今、求められているのは、新たな視点でものごとを考えていくことであり、そのためには、常に最新の情報で学び、その成果を活用していくことが、地域の課題を解決するきっかけになると考えています。

一人ひとりが生涯に渡って学ぶことで、充実した心豊かな生活を送ることができるとともに、学習成果を地域課題の解決に生かしていくことで、地域社会の活力維持、さらには、地域の持続的発展が図られていくこととされます。

さらに、地域の持続的発展には、子育て世代を中心とする生産年齢人口の維持・定着による人口構成バランスの保持が必要となることから、子育て環境の整備が求められます。

そして行政は、市民が容易に最新の学習情報収集できるよう、インターネット等の情報媒体を積極的に活用し、誰もが、いつでも、どこでも、自由に学べるよう、情報発信することが求められています。

そこで、第3次柏市生涯学習推進計画では、「地域づくり」、「子育て」、「情報提供」という3本の柱を重点施策として位置づけるとともに、市民の皆さんに活用してもらえよう、より実践的なものとして策定いたしました。

「学びあい」の中で、交流を深め、つながり、広がり、自己を高め、さらには、住み良い地域づくりにつながり、全市で「支えあい」が進むことを期待しています。

平成28年4月

柏市長 秋山浩保

第3次柏市生涯学習推進計画の概要

○この計画の特徴

①地域の課題解決へ

地域にはそれぞれ特徴があり、地域ごとにさまざまな課題があります。地域住民が力を合わせて自分たちの手で地域の課題を解決していくことがこれまで以上に求められています。

この計画では、地域の課題解決を生涯学習の観点から支援していくことを目指しています。

なお、地域を支える一人ひとりが、学びあいや支えあいの中で個をより深め、家庭・地域・社会で、自分らしさを発揮していけるよう支援していきます。

②「つなぐ」計画へ

(1) 学びを活動へと“つなぐ”

市民の方々が生涯学習を通じて学んだ成果を、地域課題の解決へ「つなぐ」ことを目指していきます。

(2) 活動しようとしている人と活動団体、活動団体同士を“つなぐ”

これから地域活動に取り組もうとしている人や実際に活動されている団体同士を「つなぐ」ことを目指していきます。

③わかりやすい計画へ

生涯学習は、市民の方々、地域で活動されている方々、学習機会の提供をしているさまざまな機関・団体の方々が取り組んでいます。

この計画も、さまざまな方々にご覧いただき、活用していただけるよう、見やすくわかりやすい計画づくりを目指しました。

○全体構成図

1 生涯学習とは

生涯学習は、すべての教育の根幹となる、家庭で行われる「家庭教育」や学校で行われる「学校教育」、家庭・学校以外で行われる「社会教育」のほか、あらゆる機会や場所において行う学習活動を指します。

2 柏市が目指す生涯学習像

『地域における生涯学習社会の形成』

～学びあい 支えあうまち かしわ～

3 基本方針

市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果を生かして地域社会で自己実現を果たせるまちを目指します。

4 重点化方針

『現代的課題に対応した学習支援』

5 重点施策

① 地域づくりへの参画支援

② 子育て・親育ちの支援

③ 生涯学習情報の提供

目 次

はじめに	i
第3次柏市生涯学習推進計画の概要	ii

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の策定にあたって	2
1 生涯学習振興の経緯	2
2 計画策定の視点	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 第2次柏市生涯学習推進計画（再改訂版）の課題と方向性	5
第2節 生涯学習を取り巻く情勢	6
1 国・県の考え方と柏市の方向性	6
2 国民の生涯学習に対する現状	7
3 柏市の現状	7

第2章 生涯学習の推進に向けて

第1節 計画の基本的な考え方	10
1 生涯学習の定義	10
2 生涯学習の理念	10
3 生涯学習推進の意義	11
4 柏市が目指す生涯学習像	12
5 基本方針	12
6 重点化方針	12
7 柏市が取り組む重点施策（3本の柱）	13
第2節 重点施策（3本の柱）の体系	14
1 地域づくりへの参画支援	14
2 子育て・親育ちの支援	19
3 生涯学習情報の提供	24

第3章 各種施設における生涯学習の推進

第1節 生涯学習事業の推進に係る施設について	28
1 中央公民館の方向性	28
2 近隣センターにおける公民館講座の展開	31
3 図書館サービスの方向性	33

第4章 計画の推進・評価体制

第1節 計画の推進・評価体制	37
----------------	----

第5章 資料

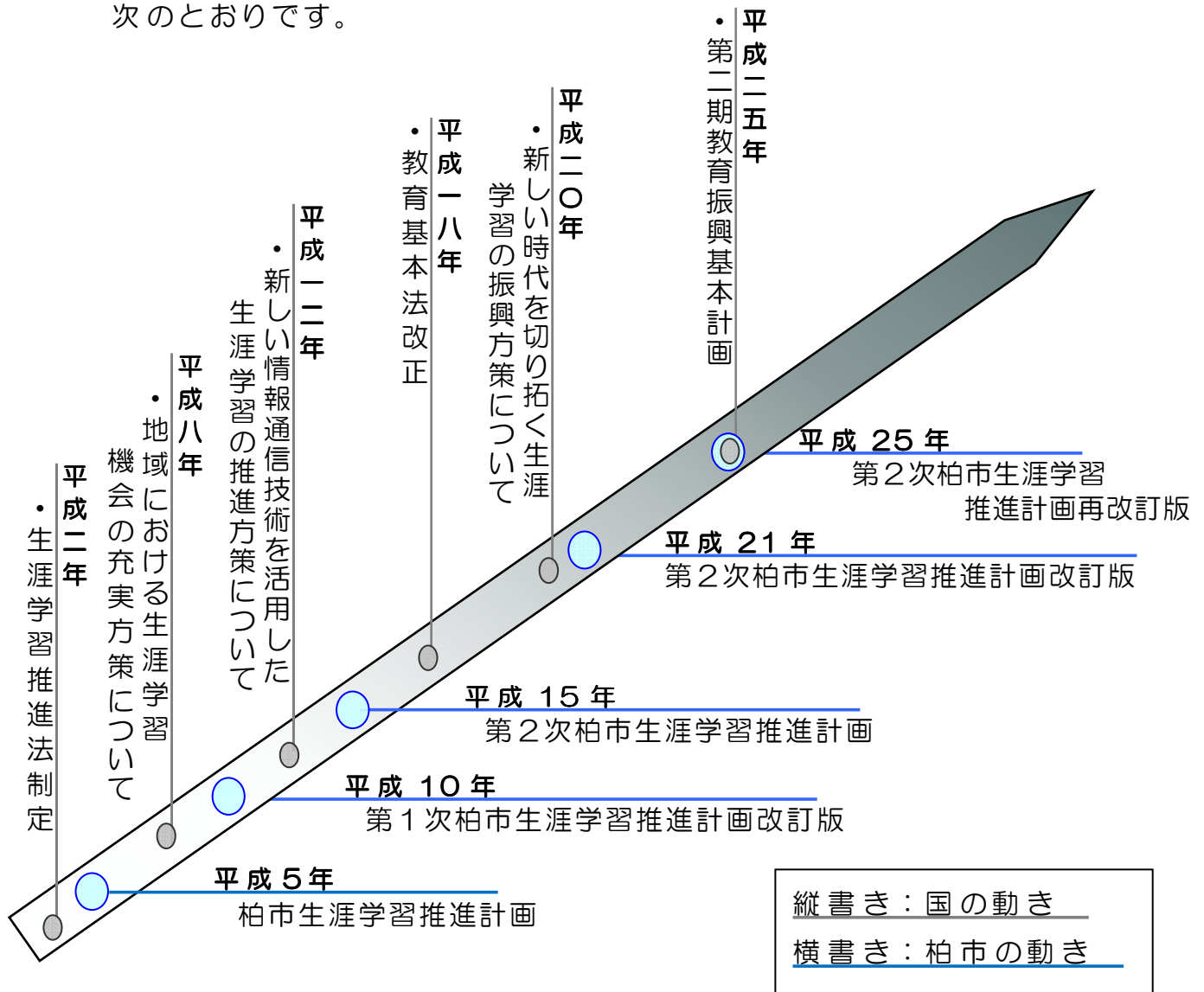
1 策定までの流れ	41
2 柏市の計画策定・推進体制	42
3 条例など	46

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画の策定にあたって

1 生涯学習振興の経緯

生涯学習の振興に係る国の動き及び柏市の計画策定の推移は、次のとおりです。



2 計画策定の視点

社会情勢の変化

- ・核家族化，少子高齢化，共働き世帯の増加
- ・地域における人間関係の希薄化

国の動き

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進(平成 25 年閣議決定)

第 3 次生涯学習推進計画

- ・第 2 次計画(再改訂版)の基本的な方向性を踏襲
- ・「地域づくり」「子育て」「情報提供」に特化
- ・学んだ成果を活動へつなぐ

3 計画の位置づけ

本計画は、市の今後10年のまちづくりの指針を示す「柏市第五次総合計画」の分野別計画として位置づけるとともに、市の教育が目指すべき方向性及び目標を明らかにした「柏市教育振興計画」と整合性を図りながら策定します。なお、文化・スポーツについては、個別計画を策定することから本計画の対象としません。

柏市第五次総合計画 【市の最上位計画】

＜将来都市像＞

「未来へつづく先進住環境都市・柏」

～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～

分野①こども未来

＜子どもの育ちと子育てを支える環境の充実＞

○子育て・親育ちのための学習支援

分野④地域のちから

＜地域や社会の課題に対応した生涯学習の推進＞

○地域づくり参画のための学習支援

○生涯学習に係る

分野別計画

○教育全般に係る

分野別計画

柏市生涯学習推進計画

＜柏市の生涯学習像＞

「地域における

生涯学習社会の形成」

整合

柏市教育振興計画

＜基本理念＞

「自他を尊び

支え合い、学び合い、

高め合う 教育」

4 計画の期間

本計画の期間は、生涯学習推進に向けた中長期的な方向性を示すことから、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

○ 柏市生涯学習推進計画と関係計画の計画期間

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
柏市総合計画					第五次総合計画（平成28年度～平成37年度）						
柏市 教育振興計画	柏市教育振興計画（基本構想）										
	前期基本計画				後期基本計画						
柏市 生涯学習 推進計画		第2次 生涯学習推進計画 （再改訂版）			第3次 生涯学習推進計画						
柏市 芸術文化 振興計画	第三次計画 （平成23年度～平成27年）				第四次計画 （平成28年度～平成32年度）						
柏市 スポーツ 推進計画	第1次計画 （平成23年度～平成27年）				第2次計画 （平成28年度～平成37年度）						

5 第2次柏市生涯学習推進計画（再改訂版）の課題と方向性

①市民の方々に活用されなかった

行政の取り組みを示したものであったため、市民の方々に活用されることを想定してはいませんでした。

●第3次計画では・・・
⇒活動している団体の事例集，団体の立ち上げ・運営の参考としていただくための手引書を作成しました。



②学習成果の活用策が不十分

計画内容は社会情勢等を踏まえ柏市に適したものを策定しましたが、学習成果を活動につなげていくための位置づけが不十分でした。

●第3次計画では・・・
⇒人材発掘・育成から団体支援という学習の成果が、活動に結びつくよう事業を絞りました。

③施策の評価の困難性

評価指標を示していませんでした。

●第3次計画では・・・
⇒「行動指標」，「活動指標」という2つの指標を設定しました。



第2節 生涯学習を取り巻く情勢

1 国・県の考え方と柏市の方向性

国の考え方（第2期教育振興基本計画より抜粋）

- 子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の身近な場において、親が交流・相談できる拠点整備などといった支援体制の強化・促進。
- 社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTAとの連携、学校、子育て広場といった多様な場での家庭教育学習機会の提供。
- 教育政策は、課題解決の基盤として重要な役割を担い、各政策分野間の相互の整合性も図りつつ、国は関係府省が一体となって展開していくことが重要。
- 学校や公民館等を地域コミュニティの拠点として位置付け、保護者や地域住民などの多様な人々が集い、学習することなどを通じ多様な主体によるネットワークを構築し、絆をつくり上げていく。

県の考え方（新みんなで取り組む『教育立県ちば』プランより抜粋）

- 社会教育施設等が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育で生かす場を広げ、その成果が適切に評価される取り組みを推進。
- 家庭と地域社会が互いに理解し合い、地域社会を大家族として捉え、子どもたちの教育に協力し合う環境づくりを進める。

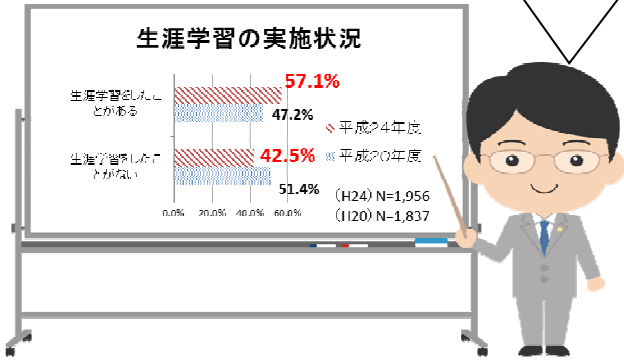


柏市の方向性

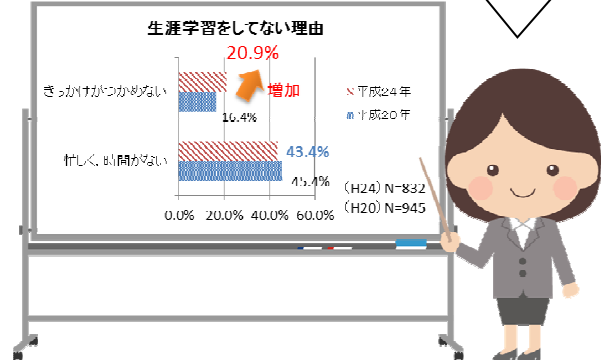
- 学校や地域と協力し、地域ぐるみの子育て支援、更には子育て支援をきっかけとした地域づくりの推進。
- 関係部署等との連携、社会教育施設の活用による、地域づくりの支援。
- 学びながら活動し、活動しながら学び、その成果が広がり、つながり、深まる「学びの循環システム」の構築。
- 生涯学習に関する情報提供の拡充。

2 国民の生涯学習に対する現状

前回調査より「したことがある」という割合が増加していますが、依然として、「したことがない」という割合が多い結果となっています。



「生涯学習をしたことがない」と回答した方に理由を聞くと、「きっかけがつかめない」が前回調査より増加しています。

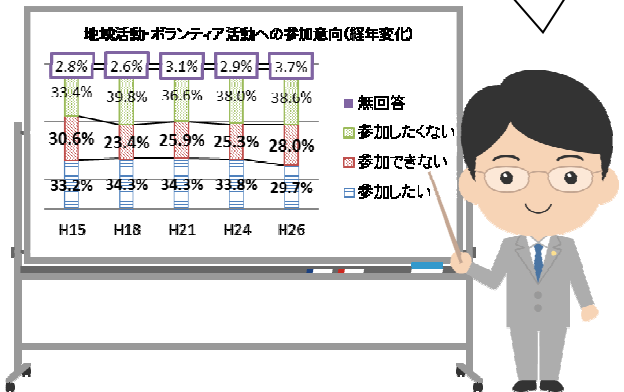


(平成24年度「生涯学習に関する世論調査」より)

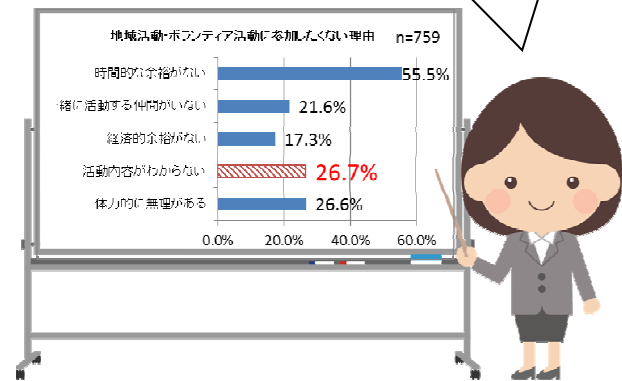
3 柏市の現状

○地域活動等への参加意向

地域活動やボランティア活動に「参加したい」と考える人が3割を切りました。



「時間的な余裕がない」が半数以上を占めている一方で、「活動内容がわからない」という意見が多いです。



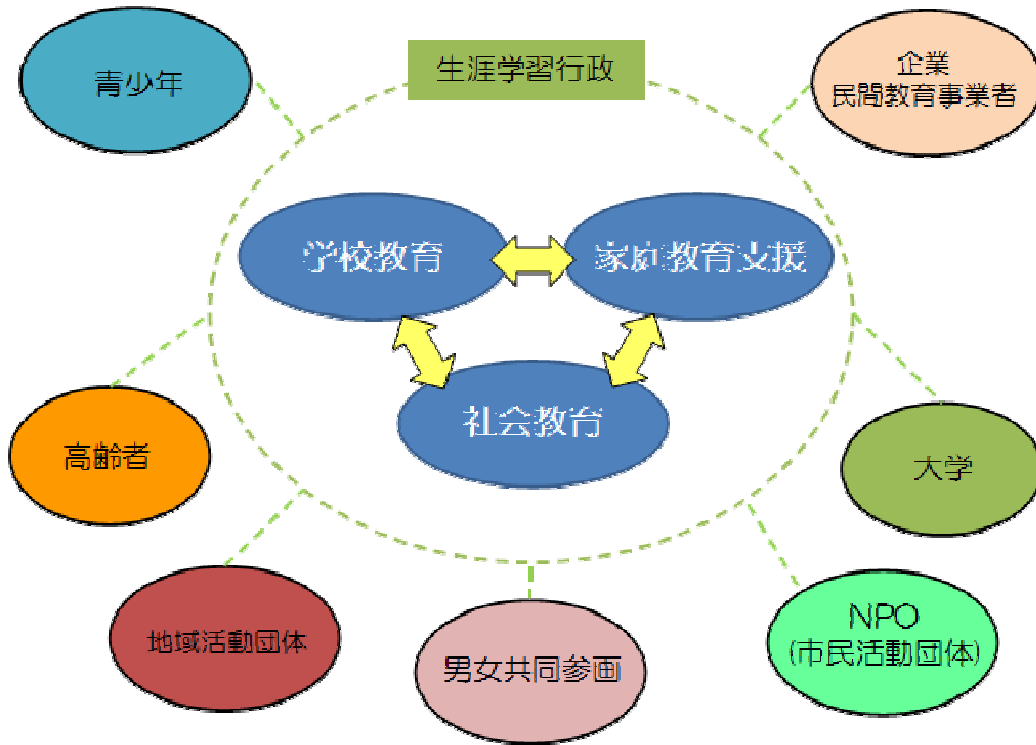
(平成26年度「柏市民意識調査」より)

第 2 章 生涯学習の推進に向けて

第 1 節 計画の基本的な考え方

1 生涯学習の定義

「生涯学習の定義」は、平成 2 年の中央教育審議会答申において、「生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、手段についても必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うもの」とされています。



○今後の生涯学習行政のイメージ図

2 生涯学習の理念

平成 18 年の教育基本法改正により、「生涯学習の理念」が条文に追加されました。

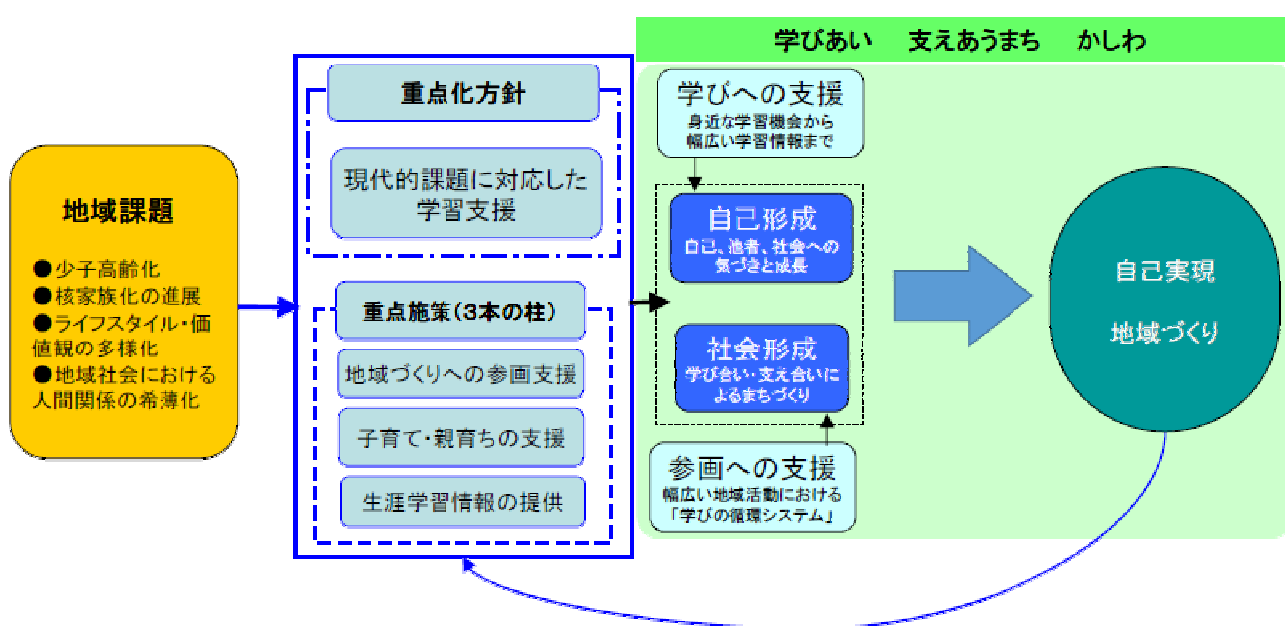
教育基本法第 3 条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現がはからなければならない。

3 生涯学習推進の意義

「自主性」，「自発性」に基づく市民の自由な生涯学習活動は，市民一人ひとりの「自己の充実」につながります。同時に，このような自由な活動を通して，人々が地域で学び合い，支え合うことは，「地域力の向上」につながります。

柏市では，生涯学習を推進することにより，自己実現が図られ，地域づくりが進展されていくことを目指します。



○柏市の生涯学習推進計画のイメージ図

「いつでも，どこでも，だれでも」学べるのが生涯学習！
そのことによって，個人の自己実現が図られるとともに，支えあいやまちづくりが進んでいくんだね。



4 柏市が目指す生涯学習像

『地域における生涯学習社会の形成』

～学びあい 支えあうまち かしわ～

5 基本方針

市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で、継続的な学習ができ、その成果を生かして地域社会で自己実現を果たせるまちを目指します。

6 重点化方針

現代的課題に対応した学習支援

教育基本法に示されている生涯学習の理念を踏まえ、国は現役世代から高齢者にいたるまで、地域を構成するあらゆる者が「互助・共助」の理念の下で協働して地域課題に取り組み、経験や知識・技能を、地域づくりへの積極的な参画により、地域課題の解決等の社会貢献に生かしていくことが重要であるとしています。

柏市第五次総合計画においても、生涯学習推進の基本方針として、社会教育施設等の活用による情報収集などを通じて身に付けた知識や技能を地域で生かせるよう、市民の誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習することができることにより、暮らしやすい地域社会が形成されるとともに、自分達の住む地域に愛着を持つようになるとしています。

以上を踏まえ、第3次柏市生涯学習推進計画の策定に当たっては、前計画の生涯学習像、重点化方針の基本的な考えを踏襲するとともに、一人ひとりが生き生きと自己実現を図りながら学習成果を生かした社会参画をすることが重要であることから、基本方針に「学習成果を生かして地域社会で自己実現を果たす」という文言を加えました。

7 柏市が取り組む重点施策（3本の柱）

以下の3つを重点施策として取り組みます。

《1》地域づくりへの参画支援

平成26年度に行われた柏市民意識調査の結果では、地域活動への参加意向が低下しています。主な理由としては「時間的な余裕が無い」、「活動内容が分からない」などの結果が得られています。

そこで、地域で活動している団体の事例紹介や活動の手引きといったものに加え、人材の発掘・育成及び団体に対する支援を行います。

また、学びながら活動し、活動しながら学び、その成果を生かして、広がり、つながり、深まる「学びの循環システム」の構築を推進します。

週末の催し物の準備は大丈夫かしら？



《2》子育て・親育ちの支援

家庭教育は人が生まれて最初に出会う教育であり、子ども達が成長するにあたり、非常に重要な役割を果たすものです。

しかし、共働き世帯の増加や核家族化が進むことにより、地域で子育てについて相談できる環境がなく、育児に不安を持つ親が増えています。

そこで、同じ不安を持つ保護者が集まり、共に学びあう機会を各小学校の保護者などと協力して充実させていきます。

この子と、どう向き合えばいいのかしら？



《3》生涯学習情報の提供

情報化社会と言われている今日では、インターネットの活用は避けて通れません。

現在、運用している「らんらんかしわ」のさらなる充実、インターネットにアクセス出来ない方々への情報発信をさらに強化し、「誰もが、いつでも、どこでも、自由に学ぶ機会として」、生涯学習情報の提供ができるよう、学習情報の提供の充実に努めます。

また、県内で唯一の県立生涯学習施設である、さわやかちば県民プラザとの連携も進めていきます。

柏には、素晴らしい活動をしている方や深く技を極めている方が数多くいるため、そういった方々を発掘し、さまざまな形で情報を発信していきます。

「らんらんかしわ」を見るとさまざまな情報が掲載されていますよ！



第2節 重点施策（3本の柱）の体系

1 地域づくりへの参画支援

(1) 背景

都市化が進み、地域社会における人間関係の希薄化が叫ばれている今日では、誰もが「地域のつながり」の重要性を認識している一方で、「地域のつながり」の復活や「地域の担い手」が増えるといった具体的な解決策は見出せていない状況です。

しかし、市として「地域の担い手」になり得る力を持っていながら、地域に埋もれている人材に対しての掘り起こし（アプローチ）が十分されているとは言えません。

今回、地域で活動する団体へのアンケート調査においても、活動を始めるにあたり地域のキーマンの存在というものの影響が大きいということがわかり、担い手の発掘の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

(2) 市が目指すべき方向性

- ① 地域のために何かをしたいと考える人材（リーダー・サポーター）の発掘，育成
- ② 地域課題をともに解決していくための活動をする団体等への支援（立ち上げ支援・運営支援）
- ③ 生涯学習実施機関のネットワーク化

(3) 具体的な取り組み（行動目標）

- ① 地域の特性に合わせた地域づくりの講座を展開し、リーダーやサポーターといった人材の発掘・育成を進めます。
- ② 地域課題は、多種多様であり、地域と行政だけでは解決することはできません。そこで、地域と行政と共に地域課題を解決する団体の立ち上げ支援や、運営支援を行います。
- ③ 庁内関係部署との連携、団体と行政の連携を進め、「ネットワーク型行政」への転換を進めます。

《方向性①》

地域のために何かをしたいと考える人材（リーダー・サポーター）の発掘，育成

《行動目標》

地域の特性に合わせた地域づくりの講座を展開し，リーダーやサポーターといった人材の発掘・育成を進めます。

具体的事業	事業の概要	年次計画
柏市生涯学習まちづくり出前講座 (生涯学習課)	市民の依頼に応じ，講座に関係する部署の職員が講師となり，地域に出向き，市民の皆さんの市政に対する興味・関心に応える。	平成 28 年度～29 年度 ：各部署のプログラムを現代的課題に関連するものへ移行。 平成 30 年度～32 年度 ：市民への周知を徹底し，当該講座の利用を促す。
公民館事業 (中央公民館)	地域における課題の解決を図るため，現代的課題の解決に資する学習支援や講座を行う。	平成 28 年度～32 年度 ①すべての市民の生涯学習を支える施設へ移行する。 ②沼南公民館の事業を継承。 ③市民の主体的な学びを支援し，生涯学習による地域づくりに取り組む。 ④ネットワーク型による生涯学習の推進に取り組む。
市民大学 (協働推進課)	自ら考え，行動する市民の皆さんのための学びの場を提供する。	平成 28 年度～32 年度 ：講座内容と実施体制等の見直しを行い，受講者及び講座をきっかけとして地域活動に関わる人材の増加を図る。
ボランティア養成事業 (社会福祉協議会)	ボランティアの担い手が増えるよう，養成講座を行う（地域課題に対応するボランティア育成講座など）。	平成 28 年度～32 年度 ：精神保健ボランティアや日常生活支援ボランティア，災害ボランティアコーディネーター等，ニーズに基づいた人材育成講座を随時企画・実施。

《成果目標》

『地域づくりに関する活動をはじめた受講者数が増加すること』

《方向性②》

地域課題をともに解決していくための活動をする団体等への支援（立ち上げ支援・運営支援）

《行動目標》

地域課題は、多種多様であり、地域と行政だけでは解決することはできません。そこで、地域と行政と共に地域課題を解決する団体の立ち上げ支援や、運営支援を行います。

具体的事業	事業の概要	年次計画
地域活動支援補助金 (地域支援課)	地域活動や地域課題の解決を図ろうとする団体の支援を行う。	平成 28 年度～平成 30 年度 ：広報や地域活動への支援を通じて本補助制度を周知し、新たな取り組みの増加を図る。 平成 30 年度に次年度以降の補助制度見直しに向け検討。 平成 31 年度～ ：見直した結果を踏まえ実施。
柏市公益活動育成補助金 (協働推進課)	設立から間もない団体のための補助金。今後、事業力や信頼性を高めたい団体向け。	平成 28 年度～32 年度 ：現制度における課題等を抽出し制度の見直しを検討するとともに、広報の充実、団体の育成等を通じて応募団体の増加を図る。
市民大学 (協働推進課)	自ら考え、行動する市民の皆さんのための学びの場を提供。	平成 28 年度～32 年度 ：講座内容と実施体制等の見直しを行い、受講者及び講座をきっかけとして地域活動に関わる人材の増加を図る。
市民交流センターの運営 (協働推進課)	地域を構成するさまざまな主体の自主的な活動や主体同士がつながるための拠点として、地域情報等に関する情報の収集・発信や、市民活動に関する相談窓口の設置を行う。	平成 28 年度～32 年度 ：平成 28 年 5 月施設開館予定。指定管理者と連携し、各種事業等を実施し、施設の来館者及び登録団体の増加を図る。

<p>地区担当職員による 地域支援 (社会福祉協議会)</p>	<p>地区担当職員が積極的に地域に足を運び、住民と協働して課題解決に向けた取り組みを行い、活動や団体の立ち上げのサポートを行う。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 ： 随時</p>
<p>地域いきいきセンター (社会福祉協議会)</p>	<p>地域づくり・子育て・障害者・高齢者支援等の充実を図るため、近隣センターを拠点として、身近な福祉の相談窓口として設置する。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 2 年毎に 1 か所の設置を目指し、柏市と検討・調整を図っていく。</p>

《 成果目標 》

『地域活動に取り組む団体の立ち上げ数及び登録総数が増加すること』

《方向性③》 生涯学習実施機関のネットワーク化

《行動目標》

庁内関係部署との連携，団体と行政の連携を進め，「ネットワーク型行政」への転換を進めます。

具体的事業	事業の概要	年次計画
ネットワーク化の推進 (生涯学習課)	市役所内の関係部署及び大学や民間事業者との連携を強化する。	平成 28 年度～30 年度 ：関係部署，関係団体との連携強化を図るとともに，連携事業等を検討するため，ネットワーク会議を開催。 平成 31 年度～ ：ネットワーク会議を踏まえた連携事業等をモデル事業として実施開始。
団体間の交流の場づくり (社会福祉協議会)	さまざまな団体が交流し，特徴を活かしながら連携すること。そして，複雑で多様化した生活課題等の解決（地域包括ケアシステムの構築）や新たな活動の誕生，更なる活動の幅を広げることのできる地域を目指す。	平成 28 年度 ：ボランティア団体，NPO法人等を対象に団体同士のつながり，協働のきっかけとなる場を設定。 平成 29 年度 ：対象団体拡充の検討を行い，目的型と地縁型がつながりあえる場を検討。 平成 30 年度以降 ：検討結果を踏まえ，定期的につながり合える場を設定。

《成果目標》

『市役所内部の関係部署の活動数，交流活動数及びネットワーク会議に参加した団体数が増加すること』

2 子育て・親育ちの支援

(1) 背景

国の「2014年度子育て支援策等に関する調査結果」によると、子育てについて近所で相談できる人がいないと回答した割合が、平成14年度調査に比べ、0.1%から2.2%へ増えていることがわかりました。

市においても、平成25年度に行った「柏市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の結果、近所での話し相手がないと回答した割合が18%、平成20年の調査では10.3%だったので、地域とのつながりを持たない保護者が増加している傾向にあります。

その結果、保護者が子育てに関する相談ができず、子育てに関する知識が十分ではないので、生活習慣や社会性、自立心の形成に課題を抱える子どもが増加しているのも事実です。そのため、学校・家庭・地域が連携して行う地域ぐるみの子育て支援が課題となっています。

(2) 市が目指すべき方向性

- ①子育ての楽しみや不安を分かち合える環境づくり
- ②安心して子育てができる情報提供・相談体制の充実

(3) 具体的な取り組み（行動目標）

- ①子育ての当事者である保護者同士が支えあい、学びあい、高めあえる関係をつくるとともに、子ども同士も育ちあえるよう、親子が出会い、交流できる場を充実させます。
- ②子育て関連情報が広く市民全体に伝わる情報提供体制をつくるとともに、気軽に相談できる場やさまざまなケースに適切に対応できるような相談体制を充実させます

《方向性①》 子育ての楽しみや不安を分かち合える環境づくり

《行動目標》

子育ての当事者である保護者同士が支えあい、学びあい、高めあえる関係をつくとともに、子ども同士も育ちあえるよう、親子が出会い、交流できる場を充実させます。

具体的事業	事業の概要	年次計画
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課・保育運営課)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	平成28年度～32年度 ：平成31年度までに24か所にする。 (平成27年度：21か所)。 地域子育て支援拠点事業従事者を対象とした研修の充実(子育て支援員研修の実施など)や親支援プログラムの実施など、質の向上を図る。
「みんなの子育て広場」 (生涯学習課)	学校・家庭・地域が協力して、講習会や井戸端会議的なグループワークなどを実施し、情報収集・交換や、不安や悩みの解消、仲間作りの推進を行う。	平成28年度 ：市内28校で実施。 平成29年度 ：市内35校で実施。 平成30年度 ：市内全42校で実施。 平成31年度以降 ：自立した運営ができる学校を増やしていく。
母と子のつどい (地域健康づくり課)	地域ぐるみの子育て支援として、柏市民健康づくり推進員との連携協力により実施する。 また、地域ごとに開催し、身体計測や専門職による健康講話、個別相談、参加者同士の交流、情報交換等を行う。	平成28年度～29年度 ：母子保健事業における、周知の強化や地域ニーズに合わせた運営方法、実施内容の検討及び実施。 平成30年度～32年度 ：参加者のニーズにあわせた啓発物を検討。 育児相談について、離乳食や歯科指導も含め、効率的・効果的に実施。

<p>子育てサロンの開催 (社会福祉協議会)</p>	<p>地域の近隣センターや 集会所等で、親子が気 軽に集まる場を提供す る。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 ：地区担当職員の支援により、地域の 子育てサロンの立ち上げ支援を行うとと もに、年に1～2回程度、子育てサロン サポーター向けの交流会や研修会を実 施。 また、子育てサロンの情報を掲載した 冊子を作成し、広く情報提供を図る。</p>
--------------------------------	--	---

《 成果目標 》

『 “子育て仲間がない” と
回答した割合が減少すること』

《方向性②》 安心して子育てができる情報提供・相談体制の充実

《行動目標》

子育て関連情報が広く市民全体に伝わる情報提供体制をつくとともに，気軽に相談できる場やさまざまなケースに適切に対応できるような相談体制を充実させます。

具体的事業	事業の概要	年次計画
利用者支援事業 (基本型) (子育て支援課) 同事業 (母子保健型) (地域健康づくり課)	<p>(基本型) 子ども・子育て支援の推進に当たって，子ども及びその保護者等，又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施し，支援を行う。</p> <p>(母子保健型) 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施。保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に継続的に把握し，必要に応じて支援プランを関係機関と協力して策定する。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 ：平成 32 年度までに 3 か所整備する。 基本型と母子保健型のそれぞれの特性を發揮し，互いの機能を補完し合いながら，子育て家庭を対象とした包括的な支援の展開を目指す。</p>

<p>はぐはぐ柏（子育て支援情報提供事業） （子育て支援課）</p>	<p>主に手当や助成などの制度，子育てに関するイベント，市内の子育て支援団体の情報などを子育てサイトに掲載し，提供する。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 ：コンテンツの充実など子育てに必要な情報が取得しやすい環境をつくとともに，子育て家庭の目線で発信を行う。 子育て支援団体等が自主的に情報発信しやすくなるような仕組みづくりなど，機能の充実を図る。</p>
<p>幼児健診 （地域健康づくり課）</p>	<p>集団健診を実施。 ①対象児への個別通知。 ②健診会場にて身体計測，口腔内観察（3歳児は歯科検診）専門職による相談・指導。 ③必要時精密健診受診票発行。 ④必要時継続支援。 ⑤未受診者への受診勧奨などを実施。</p>	<p>平成 28 年度～32 年度 ：保護者の育児不安を解消するとともに，継続した支援が必要な場合には，関係機関と連携した支援体制の充実を図る。</p>

《成果目標》

『育児のしづらさを感じている割合が減少すること』

3 生涯学習情報の提供

(1) 背景

国の「生涯学習に係る世論調査」によると、「生涯学習をしたことがない」と答えた方で、「きっかけがつかめない」という回答が約21%と少なからずいることから、生涯学習のきっかけとなるような、生涯学習に関する情報発信の強化が求められています。

また現在、さまざまな部署・機関が同種の情報発信を行われており、情報の集約が行われておらず、かえって市民からは分かりづらい状況となっています。情報発信の整理が必要であるとその見直しを求める声もあります。

さらに、最近の傾向として、学習塾もスマートフォンで映像授業を提供する時代になり、施設や自宅だけでなく、場所を選ばないで学習できる環境が整いつつあります。

(2) 市が目指すべき方向性

さまざまな生涯学習情報、ライフスタイルの変化に対応した学習機会の提供

(3) 具体的な取り組み（行動目標）

- ① “生涯学習” についての周知や、「らんらんかしわ」を通じて情報発信の強化、講座やイベント、生涯学習に係る情報を集約できるよう、システムの充実を図っていきます。
- ② 同時に、団体情報等の同種の関連情報について、統合の可能性を模索し、関係機関、関係部署と協議を行ないます。
- ③ さらに「誰もが、いつでも、どこでも、自由に」学ぶ機会が得られるよう、新しいシステムを活用した、学習の提供も検討します。

《方向性①》

さまざまな生涯学習情報，ライフスタイルの変化に対応した学習機会の提供

《行動目標》

“生涯学習”についての周知や、「らんらんかしわ」を通じて情報発信の強化，講座やイベント，生涯学習に係る情報を集約できるよう，システムの充実を図っていきます。

同時に，団体情報等の同種の関連情報について，統合の可能性を模索し，関係機関，関係部署と協議を行ないます。

さらに「誰もが，いつでも，どこでも，自由に」学ぶ機会が得られるよう，新しいシステムを活用した，学習の提供も検討します。

具体的事業	事業の概要	年次計画
生涯学習情報提供システム (生涯学習課)	柏市内（近隣）の生涯学習に関する情報（講座イベントや団体など）を探したり，掲載したりできるサイト。官民かかわらず情報を提供。	平成 28 年度～30 年度 ：東葛飾地域の生涯学習情報の一体的な提供に向け，関係機関等と調整。 平成 31 年度以降 ：調整結果を踏まえた情報提供の実施。
ライフスタイルに合わせた学習機会の提供 (生涯学習課)	公民館等における受講，自宅におけるPCによる受講，移動中におけるタブレット端末等による受講など，さまざまなツールに向けた学習情報を提供することにより，市民のライフスタイルに合わせた学習の機会を拡充する。	各種ツールの普及状況や市民ニーズ等から方向性を検討。

《成果目標》

『生涯学習講座・事業の紹介数
及び閲覧数が増加すること』

第 3 章 各種施設における 生涯学習の推進

第 1 節 生涯学習事業の推進に係る施設について

生涯学習の推進に当たっては、さまざまな施設において、地域や住民のニーズに応じた多様な生涯学習事業を展開していくことも必要です。

施設の中でも、今後の生涯学習の展開に特にかかわる、中央公民館、近隣センター及び図書館において、次のとおり、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

1 中央公民館の方向性

(1) 現状と課題

これまで、市内には社会教育法に基づく公民館として、中央公民館、沼南公民館があり、講座や事業を通して生涯学習の機会を提供するとともに地域住民の学習・文化・コミュニティ活動の拠点としての役割を果たしてきました。

しかし、公民館事業に対する認知度は高いとは言えず、市民にとっては特定の利用者のための施設であるとのイメージもあります。また、平成28年度に沼南公民館が近隣センターに移行することに伴い、対象地域の拡大への対応が求められるなど、中央公民館を取り巻く状況は大きく変化しています。

公民館は、市民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画・提供することができる生涯学習の拠点であることから、このような変化に対し、新しい時代を切り拓く中央公民館のあり方（役割）や事業展開の方向性を明確にすることとしました。

(2) 基本方針

これまでも、生涯学習事業は関係部署により全庁的に実施されてきました。個々の部署を生涯学習のセンターとして捉えた場合、それらをコーディネートする中央公民館はセンター・オブ・センター（中心的な役割を担う拠点）とすることができます。

これからの生涯学習は、庁内関係部署に留まらず、多様な主体と連携して事業を展開していく必要があります。そのためには、中央公民館に専

門的・技術的な情報提供やアドバイスができる人材を配置し、コーディネート機能を発揮していくことが求められています。

これから中央公民館は、さまざまな人の学びを支援する学習機会の充実と学びの成果が活かせる場づくりを基本方針として、次の役割に重点をおいて生涯学習事業を展開していきます。

① すべての市民の生涯学習を支える施設へ移行します。

これまで、中央公民館及び沼南公民館は、それぞれの地域の拠点施設として事業を実施してきましたが、これからは、中央公民館に事業の企画や運営方法を一元化することにより、地域を限定することなく、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育等の支援をきめ細かく実施していきます。

（具体的な取り組み）

広域的に公民館事業を展開していくため、地域の市民ニーズに配慮するとともに高齢や子育てなどで、学ぶことに支障や制約がある市民も参加しやすいよう、他の社会教育施設や近隣センター等で出前講座を実施し、地域での学習機会を充実させていきます。

② 沼南公民館の事業を継承します。

平成 28 年度から沼南公民館は近隣センターに移行することになりますが、これまで培ってきた学びを通じた地域コミュニティ醸成の取り組みは、近隣センター移行後も、旧沼南地域の拠点として継承していく必要があります。

（具体的な取り組み）

沼南公民館が担ってきた体系的な生涯学習事業を継承していくために、同じように計画的・体系的に講座事業を実施し、事業の点検や評価を行っている中央公民館を中心に主催講座を実施するとともに、生涯学習部全体で生涯学習の機会の提供に取り組めます。

③ 市民の主体的な学びを支援し、生涯学習による地域づくりに取り組みます。

都市化によるコミュニティの問題や高齢者世帯の孤立、子育ての悩みなど、市民の暮らしには、これまでとは違ったさまざまな課題が増えてきています。民間事業者では取り上げられにくい、これら生活上の諸問題をテーマにした

学習内容を重点化するとともに、主体的な課題解決のために地域活動を目指す人材を育成・支援します。

(具体的な取り組み)

ア 現代的な課題や社会問題の解決につながる学習を重点化します。

イ 市民自らが企画する講座を支援していきます。

ウ 地域づくりに関わるひとづくりを支援するため、実践力を身につけるカリキュラムを充実します。

エ 登録団体の学習還元として、公民館主催講座での講師などをコーディネートしてきましたが、さらなる多様な活動機会の支援に取り組みます。

④ ネットワーク型による生涯学習の推進に取り組みます。

公民館には現代的課題や生活上の諸問題の解決につながる学習機会を充実させていくことが求められています。

このため、NPOなどさまざまな課題の解決に向けて活動している市民活動団体やふるさと協議会など地域に根ざした組織等との連携を強化し、地域課題をともに解決するネットワークの構築に取り組みます。

(具体的な取り組み)

ア 生活上の諸問題を講座学習のテーマとして整理し、庁内関係部署や関係機関、市民団体などとの連携により、効果的で魅力ある講座を実施します。

イ 市民団体等の活動を公民館発の情報として紹介するとともに、提案を講座に採用していきます。

2 近隣センターにおける公民館講座の展開

(1) 現在までの経緯

柏市の公民館講座は中央公民館を基点としつつ、近隣センターを地区公民館として位置づけ、地域の拠点として実施して来ました。

行政改革推進委員会の提言を受けて平成13年4月に地区公民館を廃止したことにより、公民館講座は近隣センターを拠点にコミュニティ講座として継承されました。

平成22年度の事業仕分けにより、多額な事業費、公民館講座との重複などを理由に廃止されるまでの間（平成13年度～22年度）実施されてきました。

その後は、中央公民館と合併後の沼南公民館を拠点として講座を運営する一方、市民大学を設置し地域づくり講座を展開して来たところです。

(2) 沼南公民館から沼南近隣センターへ

合併後、旧沼南地域の公民館講座の拠点として活動してきた沼南公民館は、合併の際の協定書に沼南地域における近隣センター整備に合わせ、コミュニティセンターとすると定められており、条件が整ったことから、平成28年度に沼南近隣センターに移行することが決定されました。

近隣センター移行後も、これまで沼南公民館で実施して来た公民館講座は、中央公民館が継承して実施していきます。

(3) 今後の展開

平成22年度まで近隣センターで実施してきたコミュニティ講座は毎年多数の講座が実施していました。

現在、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化し、地域のつながりや支えあいの意識が希薄化していることから、住み良い地域づくりを推進するため、生涯学習を通じて身に付けた知識や技能を地域で生かし、複雑、かつ、多様化する地域課題の解決に取り組んでいくことが必要となっています。

今後は中央公民館が中心的な機能を発揮し，地域バランスに配慮しながら計画的に，より市民に身近な近隣センターを拠点とした講座展開を推進していきます。

(4) 講座運営について

講座運営に当たっては，地域特性や地域の実情，課題等を把握しているコーディネーターと職員が協力し，地域づくりや子育てに関係する部門，教育委員会，さらに社会福祉協議会などが連携を強化し，地域課題の解決や多様な主体との連携を図っていきます。

3 図書館サービスの方向性

生涯学習拠点としての図書館に関する施策をより具体化するものとして、以下のようにまとめました。

(1) 現状と課題

これまで貸出冊数がサービス指標のひとつとして重視されてきましたが、今後は、多様化された図書館の利用形態を鑑み、幼児から高齢者まで、だれもが、いつでも、快適に利用でき、さまざまな知的活動のために時間を過ごすことができる図書館、地域の情報拠点となる図書館をめざすことが必要となります。

また、市民自ら地域の課題を解決できるよう、学習や交流のきっかけづくりを支援していくことも必要です。

特に、子どもの読書活動の推進については、図書館はその重要な役割を果たしていくべきものであると考えられます。

(2) 基本目標と取り組み

図書館サービスについては、既存の本館及び分館を活用しながら、特にソフト面のサービス向上に取り組んでいますが、新たに以下の6つをキーワードとした基本目標を掲げ、取り組みを推進していきます。

① 市民の「知りたい」に応える図書館

生活や仕事に役立つ地域の情報拠点として、正確かつ迅速なレファレンスサービスを提供できる環境整備、レファレンス事例集の作成と公開等、レファレンス機能の強化を図ります。あわせて、図書リスト・パスファインダーの作成、企画展示・講座の開催等を実施し、市民の学習や課題解決を支援していきます。また、市民の課題に対応するための資料の充実を努め、適切な蔵書の維持と更新を図っていきます。

② 誰もが利用しやすい図書館

すべての市民が等しく図書館を利用できるように、高齢者、障がい者及び来館が困難な利用者については、大活字本、録音資料等の充実を図るとともに、利用者の希望に添えるよう宅配方法の見直しの検討などを行います。

③ 子どもの豊かな心を育む図書館

「柏市子ども読書活動推進計画(第二次)」に基づき、子どもの読書活動を推進していきます。乳幼児とその保護者に対しては、引き続きこども図書館を中心として、図書との提供とあわせ、子育てや親子の健康に関する情報提供などの子育て支援を行っていきます。

また、市内小中学校、高等学校と連携し、ビブリオバトル等、読書活動のきっかけとなるようなイベントを開催するとともに、学校図書館の支援等をしていきます。中学生・高校生を対象としては、部活動、進路等の身近なテーマを集めた資料コーナーを設置し、読書への関心につなげていきます。

④ 本を通じた交流を生む図書館

地域の課題解決支援等につながる内容をテーマとした資料コーナーの設置、イベントの開催等を通じて、地域の身近な分館で市民の地域活動を支援していくとともに、新たな活動につながる交流を生み出す学習機会を提供していきます。

⑤ 柏の歴史・文化を伝えていく図書館

柏市の歴史や文化、行政の記録を次世代に伝えていくために、文化課等関係部署と連携しながら、郷土資料や行政資料を積極的に収集、保存、提供していきます。破損劣化の著しい貴重な郷土行政資料のデジタル化、柏に関する資料や情報のリスト及びパスファインダーの作成等を行い、その情報をホームページで公開していきます。

⑥ IT学習環境を整える図書館

地域の身近で利用しやすい生涯学習施設として、より多くの市民が容易に情報を得て、継続した学習ができるようにするため、商用データベースの充実を図り、全館に無線LANルーターを設置するなどインターネット閲覧環境を整備します。

第4章 計画の推進・評価体制

第 1 節 計画の推進・評価体制

計画は、策定し、実行するだけでなく、適正な評価を行い、施策の充実や見直しを行っていくことが大切です。

この計画では、外部の有識者を含む附属機関に、計画の進捗を報告するとともに、意見を聞きながら、計画的かつ効果的に推進を図ります。

この計画の進捗管理及び評価については、毎年度、具体的事業により行います。

進捗管理及び評価の結果、具体的事業としての位置づけが不要となった場合は、翌年度以降、具体的事業からはずします。また、新たに重点的に取り組むべき施策が生じた場合は、翌年度以降に具体的事業として位置づけていきます。

教育委員会が所管する施策の評価について

教育委員会が所管する施策の評価については、教育に関する事務の点検・評価報告書において、この計画で掲げる成果目標により、施策の進捗状況を明らかにし、対象年度の取り組み内容と、今後の方向性を示していきます。

第 5 章 資料

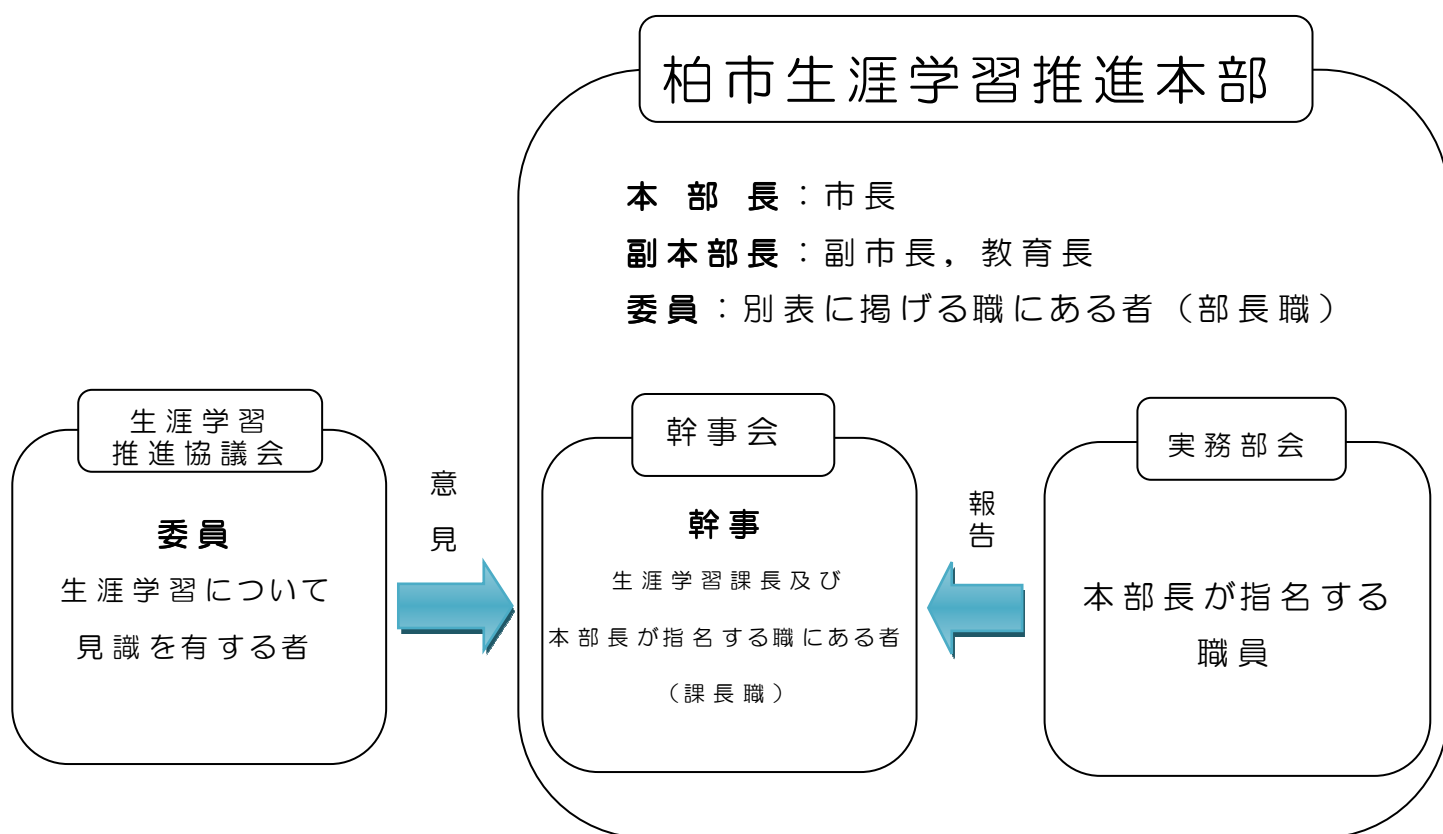
1 策定までの流れ

	柏市 生涯学習 推進協議会	柏市 生涯学習 推進本部 実務部会	ヒアリング	パブリック コメント
平成 27 年 8 月	7 日 協議会①			
9 月		2 日 部会①		
10 月		9 日 部会② 23 日 部会③	10 月上旬 ~11 月上旬	
11 月	30 日 協議会②	4 日 部会④ 16 日 部会⑤		
12 月				12/15~ 1/15
平成 28 年 1 月				
2 月	16 日 協議会③			

2 柏市の計画策定・推進体制

第3次柏市生涯学習推進計画を策定するにあたり，生涯学習推進協議会は，学識経験者，コーディネーター，実際に地域で活動している方々を委員とし，実効性の高い計画になるよう，事例集及び手引書を中心に，助言をいただきました。

また，生涯学習推進本部は，実務部会（担当職員レベルの集まり）を中心に，重点施策における施策評価の方法等について，議論いたしました。



柏市生涯学習推進協議会

	氏名（敬称略）	職等
会 長	<small>にしむら</small> 西村 <small>みとし</small> 美東士	聖徳大学 教授
副会長	<small>いけざわ</small> 池沢 <small>まさこ</small> 政子	開智国際大学 名誉教授
	<small>あさおか</small> 浅岡 <small>ゆたか</small> 裕	さわやかちば県民プラザ 所長
	<small>くほ</small> 久保 <small>やすお</small> 安夫	NHK文化センター柏支社 支社長
	<small>すすき</small> 鈴木 <small>のりこ</small> 典子	柏子どもの文化連絡会 事務局長
	<small>たかはし</small> 高橋 <small>ふみなり</small> 史成	柏市社会福祉協議会 職員
	<small>つね の</small> 常野 <small>まさとし</small> 正紀	多世代交流型コミュニティ実行委員会 代 表
	<small>ますだ</small> 増田 <small>たいに</small> 泰子	柏市民活動センター推進委員
	<small>みよし</small> 三好 <small>れいこ</small> 玲子	かしわ子育てまちづくりネットワーク・ここ っと 代表
	<small>むらた</small> 村田 <small>しゅうじ</small> 修治	柏市民協働支援員
	<small>やまみや</small> 山宮 <small>まりこ</small> まり子	柏市立旭東小学校 校長
	<small>よしだ</small> 吉田 <small>かつひこ</small> 勝彦	柏市ふるさと協議会連合会 会長

柏市生涯学習推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
委員	企画部長
委員	財政部長
委員	地域づくり推進部長
委員	保健福祉部長
委員	保健所長
委員	こども部長
委員	生涯学習部長
委員	学校教育部長

生涯学習推進本部 幹事会名簿

幹事	企画調整課長
幹事	財政課長
幹事	地域支援課長
幹事	協働推進課
幹事	福祉政策課長
幹事	地域健康づくり課長
幹事	子育て支援課長
幹事	生涯学習課長
幹事	中央公民館長
幹事	図書館長
幹事	学校教育課長

3 条例など

○ 柏市附属機関設置条例

平成 8 年 3 月 29 日

条例第 6 号

改正 平成 10 年 3 月 27 日 条例第 6 号

平成 11 年 3 月 26 日 条例第 7 号

平成 12 年 6 月 28 日 条例第 29 号

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 17 号

平成 17 年 12 月 21 日 条例第 127 号

平成 19 年 3 月 28 日 条例第 2 号

平成 19 年 12 月 26 日 条例第 43 号

平成 19 年 12 月 26 日 条例第 46 号

平成 20 年 9 月 30 日 条例第 32 号

平成 24 年 12 月 26 日 条例第 36 号

平成 25 年 3 月 29 日 条例第 15 号

平成 26 年 9 月 30 日 条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については，法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として，別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

(委任)

第4条 第2条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第6号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（柏市民文化会館条例の一部改正）

2 柏市民文化会館条例（昭和47年柏市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の2を削る。

（柏市民ギャラリー条例の一部改正）

3 柏市民ギャラリー条例（昭和54年柏市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則（平成12年条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則（平成17年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から平成18年4月18日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は，改正後の別表の規定にかかわらず，平成18年4月18日までとする。

（柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は，廃止する。

- (1) 柏市特別職報酬等審議会条例（昭和39年柏市条例第38号）
- (2) 柏市住居表示審議会条例（昭和41年柏市条例第3号）
- (3) 柏市通学区域審議会条例（昭和41年柏市条例第7号）
- (4) 柏市総合計画審議会条例（昭和41年柏市条例第28号）
- (5) 柏市生涯学習推進協議会条例（平成4年柏市条例第10号）
- (6) 柏市行政改革推進委員会条例（平成7年柏市条例第32号）

附 則（平成17年条例第127号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は，平成19年12月28日から施行する。

附 則（平成19年条例第46号抄）

（施行期日）

1 この条例は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第32号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は，平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

（平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・平17
条例127・平19条例2・平19条例43・平19条例46・平20条例
32・平24条例36・平25条例15・平26条例33・一部改正）

附属機 関の属 する執 行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の 任期
市長	柏市表彰審 査会	被表彰者についての審査 に関する事務	15人	市長が 別に定 める。
	柏市特別職 報酬等審議 会	市議会の議員の議員報酬 の額並びに市長及び副市 長の給料及び退職手当の 額についての審議及び答 申に関する事務	10人以内	市長が 別に定 める。
	柏市行政改 革推進委員 会	行政改革の課題及び推進 状況についての調査及び 審議並びに答申に関する 事務	12人以内	市長が 別に定 める。
	柏市男女共 同参画推進 審議会	女性問題に関する総合的 施策の推進についての審 議及び答申に関する事務	15人以内	2年
	柏市住居表 示審議会	住居表示整備事業の実施 についての調査及び審議 並びに答申に関する事務	20人以内	市長が 別に定 める。
	柏市予防接 種調査会	予防接種の適正かつ円滑 な処理についての調査及 び審議並びに答申に関す る事務	6人	2年
	柏市老人ホ ーム入所判	老人ホーム入所措置の要 否についての審査及び答	6人	2年

	定審査会	申に関する事務		
	柏市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保についての審議及び答申に関する事務	8人	2年
	柏市農業振興審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	12人	市長が別に定める。
	柏市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	市長が別に定める。
教育委員会	柏市就学指導委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な就学についての判定及び具申に関する事務	14人	2年
	柏市通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域についての審議及び答申に関する事務	20人以内	2年
	柏市学校適正配置審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置についての審議及び答申に関する事務	10人以内	2年
	柏市文化振興審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な推進についての審議及び答申に関する事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○柏市生涯学習推進本部要領

制定 平成2年9月1日

施行 平成2年9月1日

(設置)

第1条 本市の生涯学習推進計画を策定し、及び生涯学習施策を総合的に推進するため、柏市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある者及び本部長が指名する職にある者（以下「幹事」という。）をもって充てる。

3 幹事会は、本部の所掌事務に関する専門的な調査検討及び本部の会議に付する事案の調整を行う。

4 幹事会は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある幹事が招集し、その会議を主宰する。

5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(実務部会)

第6条 本部及び幹事会に付議する事案に関し必要な事項を調査、研究するため、本部に生涯学習実務部会（以下「実務部会」という。）を置く。

2 実務部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。

3 実務部会に部会長及び副部会長を置き、互選により定める。（庶務）

第7条 本部、幹事会及び実務部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(第3条第2項)

- 1 企画部長
- 2 財政部長
- 3 地域づくり推進部長
- 4 保健福祉部長
- 5 保健所長
- 6 こども部長
- 7 生涯学習部長
- 8 学校教育部長



第3次柏市生涯学習推進計画

発行 / 柏市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
お問い合わせ先 / ☎04-7191-7393 FAX04-7190-0892
※第3次生涯学習推進計画は、この冊子のほか、②事例集、③
手引書により構成されています。